

国保連合会とのインタフェースの変更点について

2026年7月以降出力分に対する国保連合会の対応として、令和8年度介護報酬改定対応における都道府県、保険者のシステム改修の対象範囲である国保連合会とのインタフェースの主な変更点について、現段階で考えられる事項を整理したので、以下のとおり示す。

なお、本資料については、今後順次、内容の追加等して示す予定である。

1. 外部インタフェース仕様（2026年7月以降出力分に対する連合会の対応）

区分	インタフェース種類	交換情報識別番号	レイアウト方針	2026年7月以降出力分に対する連合会の対応	
				2026年5月以前の情報	2026年6月以降の情報
共通	—	—	・コード名称変更・追加あり	—	—
都道府県	・事業所異動連絡票情報（サービス情報）	追加なし	・レイアウト変更あり（名称変更・追加）	—	—
			・レイアウト変更あり（届出関連検査の説明を変更）	・「介護職員等処遇改善加算」が“7加算Ⅰ”の場合、検査を行う。	・「介護職員等処遇改善加算」が“7加算Ⅰイ、S加算Ⅰロ”の場合、検査を行う。
保険者	・受給者異動連絡票情報 ・受給者訂正連絡票情報	追加なし	・レイアウト変更あり ・「特定入所者介護サービス居住費（多床室）負担限度額」を「特定入所者介護サービス居住費（多床室（特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合））負担限度額）」に変更 ・「特定入所者介護サービス居住費（未使用1）負担限度額」を「特定入所者介護サービス居住費（多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合））負担限度額）」に変更	・旧レイアウトに準じたチェックを行う	・特定入所者介護サービスの居住費負担限度額に関する項目については、異動年月日が2026年8月1日以降、必要に応じて設定する ・異動年月日が2026年7月31日以前の情報に設定されている場合、旧レイアウトに準じたチェックを行う

区分	インタフェース 種類	交換情報 識別番号	レイアウト方針	2026年7月以降出力分に対する 連合会の対応	
				2026年5月 以前の情報	2026年6月 以降の情報
	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者情報更新結果情報 ・受給者台帳情報（単票） ・受給者台帳情報（一覧表） ・受給者情報突合情報 ・受給者情報突合結果情報 	追加なし	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト変更あり ・「特定入所者介護サービス居住費（多床室）負担限度額」を「特定入所者介護サービス居住費（多床室（特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合））負担限度額）」に変更 ・「特定入所者介護サービス居住費（未使用1）負担限度額」を「特定入所者介護サービス居住費（多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合））負担限度額）」に変更 	・左記レイアウト方針に従う	・左記レイアウト方針に従う

2. インタフェース項目（2026年7月以降出力分に対する連合会の対応）

変更する主なインタフェース項目を抜粋して以下に示す。変更箇所は、太字・下線・網掛けにて示す。

【インタフェース仕様書 共通編】

1 インタフェース規定

1.4 コード一覧

項番	コード名称	属性	バイト数	内容	
177	介護職員等処遇改善加算	英数	1	平成27年3月以前	1:無し 2:加算Ⅰ 3:加算Ⅱ 4:加算Ⅲ
				平成27年4月以降	1:無し 5:加算Ⅰ 2:加算Ⅱ 3:加算Ⅲ 4:加算Ⅳ
				平成29年4月以降	1:無し 6:加算Ⅰ 5:加算Ⅱ 2:加算Ⅲ 3:加算Ⅳ 4:加算Ⅴ
				2022年4月以降	1:無し 6:加算Ⅰ 5:加算Ⅱ 2:加算Ⅲ
				2024年6月以降	1:無し 7:加算Ⅰ 8:加算Ⅱ 9:加算Ⅲ A:加算Ⅳ B:加算Ⅴ(1) C:加算Ⅴ(2) D:加算Ⅴ(3) E:加算Ⅴ(4) F:加算Ⅴ(5) G:加算Ⅴ(6) H:加算Ⅴ(7) J:加算Ⅴ(8) K:加算Ⅴ(9) L:加算Ⅴ(10) M:加算Ⅴ(d11) N:加算Ⅴ(12) P:加算Ⅴ(13) R:加算Ⅴ(14)
				2025年4月以降	1:無し 7:加算Ⅰ 8:加算Ⅱ 9:加算Ⅲ A:加算Ⅳ
				2026年6月以降	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅介護支援 介護予防支援 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防ケアマネジメント
	上記以外	1:無し 7:加算Ⅰイ S:加算Ⅰロ 8:加算Ⅱイ T:加算Ⅱロ 9:加算Ⅲ A:加算Ⅳ			
285	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰ イ又はロ の届出状況	数字	1	1:無し 2:有り	

項番	コード名称	属性	ハ ^レ 付数	内容
312	介護職員等処遇改善 加算（利用定員19人 未満）	英数	1	1:無し 7:加算Ⅰイ S:加算Ⅰロ 8:加算Ⅱイ T:加 算Ⅱロ 9:加算Ⅲ A:加算Ⅳ

【インタフェース仕様書 都道府県編】

1 台帳管理業務

1. 3 項目説明

1. 3. 1 異動情報（入力情報）

(2) 事業所異動連絡票情報（サービス情報）

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力 ^{※1}			備考
					新規	変更	終了	
:								
146	介護職員等処遇改善加算	英数	1	介護職員等処遇改善加算をコードで設定する				※3、※4、※0、※67、 <u>※69、※70</u>
:								
203	LIFE への登録	数字	1	LIFE への登録をコードで設定する				※3、※4、※52、 <u>※71</u>
:								
221	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算 I <u>イ又はロ</u> の届出状況	数字	1	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算 I <u>イ又はロ</u> の届出状況をコードで設定する				※3、※4、※52
:								
<u>243</u>	<u>介護職員等処遇改善加算（利用定員 19 人未満）</u>	<u>英数</u>	<u>1</u>	<u>介護職員等処遇改善加算（利用定員 19 人未満）をコードで設定する</u>				<u>※3、※4、※69、※70</u> <u>2</u>

※3 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。(P. 31)

※4 サービス種類等により体制の無い加算については“0”または NULL を設定する。

※69 サービス種類コードが「A6」の場合、以下の通り設定する。

「介護職員等処遇改善加算」（利用定員が 19 人以上の場合に使用）、「介護職員等処遇改善加算（利用定員 19 人未満）」（利用定員が 19 人未満の場合に使用）のどちらか一方の項目に「7:加算 I イ、S:加算 I ロ、8:加算 II イ、T:加算 II ロ、9:加算 III、A:加算 IV」のいずれかを設定する場合、もう一方の項目は「1:無し」を設定するか未設定とする。

両方の項目に「7:加算 I イ、S:加算 I ロ、8:加算 II イ、T:加算 II ロ、9:加算 III、A:加算 IV」のいずれかが設定されている場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※70 サービス種類コード「13」「14」「43」「46」「63」「64」「AF」の場合、以下のとおり設定する。

処理年月が 2026 年 7 月以降の場合で、かつ異動年月日が 2026 年 6 月 1 日以降の場合、設定可とする。なお、処理年月が 2026 年 6 月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

また、異動年月日が2026年5月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。
設定している場合は、通常のチェックを行う。

※71 サービス種類コード「AF」の場合、以下のとおり設定する。

処理年月が2026年7月以降の場合で、かつ異動年月日が2026年6月1日以降の場合、
設定可とする。なお、処理年月が2026年6月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従
前のインタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

また、異動年月日が2026年5月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。
設定している場合は、通常のチェックを行う。

※72 サービス種類コードが「A6」の場合、以下の通り設定する。

処理年月が2026年7月以降の場合で、かつ異動年月日が2026年6月1日以降の場合、
設定可とする。なお、処理年月が2026年6月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従
前のインタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

また、異動年月日が2026年5月31日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。
設定している場合は、通常のチェックを行う。

1. 3. 2 訂正情報（入力情報）

(2) 事業所訂正連絡票情報（サービス情報）

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力 [※] ₁	備考
:						
222	併設本体施設における 介護職員等処遇改善加 算Ⅰ <u>イ又はロ</u> の届出状 況	数字	1	併設本体施設における 介護職員等処遇改善加 算Ⅰ <u>イ又はロ</u> の届出状 況をコードで設定する		1:無し 2:有り
:						
<u>244</u>	<u>介護職員等処遇改善加 算（利用定員19人未 満）</u>	<u>英数</u>	<u>1</u>	<u>介護職員等処遇改善加 算（利用定員19人未 満）をコードで設定す る</u>		

1. 3. 3 更新結果（出力情報）

（2） 事業所情報更新結果情報（サービス情報）

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
223	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰ <u>イ又はロ</u> の届出状況	数字	1	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰ <u>イ又はロ</u> の届出状況をコードで設定する	※12
:					
<u>245</u>	<u>介護職員等処遇改善加算（利用定員19人未満）</u>	<u>英数</u>	<u>1</u>	<u>介護職員等処遇改善加算（利用定員19人未満）をコードで設定する</u>	<u>※1、※17</u>

※12 処理年月が2021年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインターフェースとする。

※17 処理年月が2026年7月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2026年6月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインターフェースとする。

1. 3. 4 国保連合会台帳情報（出力情報）

(2) 事業所台帳情報（サービス情報）

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
222	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰ <u>イ又はロ</u> の届出状況	数字	1	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰ <u>イ又はロ</u> の届出状況をコードで設定する	※12
:					
<u>244</u>	<u>介護職員等処遇改善加算（利用定員19人未満）</u>	英数	<u>1</u>	<u>介護職員等処遇改善加算（利用定員19人未満）をコードで設定する</u>	<u>※1、※17</u>

※12 処理年月が2021年5月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2021年4月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインターフェースとする。

※17 処理年月が2026年7月以降の場合、設定する。なお、処理年月が2026年6月以前の場合、本項目の設定は不要とし、従前のインターフェースとする。

【インタフェース仕様書解説書 都道府県編】

1 台帳管理業務

1. 1 項目設定時の留意事項

1. 1. 3 事業所異動連絡票情報（サービス情報）

(5) 項番26「特別地域加算の有無」～~~項番242「室料相当額控除」~~項番243「**介護職員等処遇改善加算（利用定員19人未満）**」の体制等状況項目については、項番18「サービス種類コード」と項番24「施設等の区分コード」の組合せにより設定する体制等状況項目が決定する。インタフェース仕様書の「サービス種類コードと体制等状況の関係」でサービス種類と施設等の区分に対応した○印の体制等状況項目は項番3「異動区分コード」が「1：新規」の場合は必須項目となる。

1. 2 インタフェース項目のチェック内容

1. 2. 3 事業所異動連絡票情報（サービス情報）

連番	項目名	キー	項目別妥当性								項目間関連			届出	
			01	02	03	04	05	06	07	08	01	02	03	01	
			必須項目検査	数値検査	半角条件検査	全角条件検査	日付妥当性検査	コード検査	特殊検査	範囲検査	項目関連検査	数値比較検査	日付比較検査	届出関連検査	
221	併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰイ又はロの届出状況								○			⑤			#1
243	介護職員等処遇改善加算（利用定員19人未満）								○			⑤			

【補足説明】

(3) 届出関連検査の説明

#1：「体制等状況」のコード組み合わせ検査

「介護職員等処遇改善加算」が~~“7-加算Ⅰ”~~“7 加算Ⅰイ、S 加算Ⅰロ”の場合、「特定事業所加算（訪問介護）の有無（加算V以外）」、「サービス提供体制強化加算」、「日常生活継続支援加算」、「サービス提供体制強化加算（併設型、空床型）」、「入居継続支援加算」、「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰイ又はロ」の届出状況」の組み合わせ検査を行う。

「サービス種類コード、施設等の区分コード、人員配置区分コード別 介護職員等処遇改善加算Ⅰ届出関連検査表」を参照のこと。

サービス種類コード、施設等の区分コード、人員配置区分コード別 介護職員等処遇改善加算Ⅰ
届出関連検査表

以下下表の「サービス種類コード」、「施設等の区分コード」、「人員配置区分コード」で「介護職員等処遇改善加算」が**“7 加算Ⅰ” “7 加算Ⅰイ、S 加算Ⅰロ”**で届出された場合、「特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）」、「サービス提供体制強化加算（Ⅰ）」、「サービス提供体制強化加算（Ⅱ）」、「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰ **イ又はロ**の届出状況（体制は「あり」）」、「サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ又はロ」、「入居継続支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）」、「日常生活継続支援加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）（体制は「あり」）」のいずれかが届出されていない場合、エラーとする。**また、以下のサービス種類については、「介護職員等処遇改善加算」が「1：無し 2：有り」での届出となるため、届出関連検査を行わない。**

・ **訪問看護**

・ **訪問リハビリテーション**

・ **居宅介護支援**

・ **介護予防支援**

・ **介護予防訪問看護**

・ **介護予防訪問リハビリテーション**

・ **介護予防ケアマネジメント**

【インタフェース仕様書 保険者編】

1 台帳管理業務

1. 3 項目説明

1. 3. 1 受給者異動連絡票情報（入力情報）

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力 ^{※1}			備考
					新規	変更	終了	
:								
55	特定入所者介護サービス 居住費（多床室（ <u>特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合）</u> ）負担限度額	数字	4	居住費（多床室（ <u>特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合）</u> ）負担限度額を設定する				※19 ※20 ※S
:								
75	特定入所者介護サービス 居住費（ <u>未使用1）（多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合））</u> ）負担限度額	数字	4	<u>未設定</u> 居住費（多床室（ <u>老健・医療院等（室料を徴収しない場合）</u> ）負担限度額を設定する				※20 ※42 ※48 ※S

※19 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定する。なお、処理年月が平成17年10月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。また、異動年月日が平成17年9月30日以前の情報は、未設定であってもエラーとしない。設定している場合は、通常のチェックを行う。

※20 認定が行われなかった居住費もしくは食費の負担限度額には、その全てに“9999”を設定する。

※42 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。

※48 処理年月が2026年7月以降の場合、異動年月日が2026年8月1日以降の情報において、設定する。異動年月日が2026年7月31日以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2026年6月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インタフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付きアンパック（ゾーン）10進数形式項目〔以下：符号付き形式項目〕」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なしアンパック（ゾーン）10進数形式項目〔以下：符号なし形式項目〕」である。

1. 3. 5 受給者訂正連絡票情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力※ 1	備考
:						
55	特定入所者介護サービス 居住費（多床室（特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合））負担限度額	数字	4	居住費（多床室（特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合））負担限度額を設定する		
:						
75	特定入所者介護サービス 居住費（未使用1）（多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合））負担限度額	数字	4	未設定 居住費（多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合））負担限度額を設定する		※12 ※18

※12 処理年月が平成27年5月以降の場合、設定しない。なお、処理年月が平成27年4月以前の場合も、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。

処理年月に関わらず、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

※18 処理年月が2026年7月以降の場合、異動年月日が2026年8月1日以降の情報において、設定する。異動年月日が2026年7月31日以前の情報において、設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。なお、処理年月が2026年6月以前の場合、本項目の設定は不要とし、旧インターフェースとする。設定された場合はエラーとして台帳への登録は行わない。

1. 3. 9 受給者情報更新結果情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
57	特定入所者介護サービス 居住費（多床室（ <u>特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合）</u> ）負担限度額	数字	4	居住費（多床室（ <u>特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合）</u> ）負担限度額を設定する	※5 ※S
:					
77	特定入所者介護サービス 居住費（ <u>未使用1）（多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合））</u> ）負担限度額	数字	4	<u>未設定</u> 居住費（多床室（ <u>老健・医療院等（室料を徴収しない場合）</u> ））負担限度額を設定する	※12 ※S

※5 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定される。

※12 処理年月が2026年7月以降の場合、設定される。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

1. 3. 13 受給者台帳情報（単票・一覧表）

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
56	特定入所者介護サービス 居住費（多床室（特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合））負担限度額	数字	4	居住費（多床室（特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合））負担限度額を設定する	※5 ※S
:					
76	特定入所者介護サービス 居住費（ 未使用1 ）（多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合）））負担限度額	数字	4	未設定 居住費（多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合）））負担限度額を設定する	※13 ※S

※5 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定される。

※13 処理年月が2026年7月以降の場合、設定される。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

1. 3. 18 受給者情報突合情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	必須入力	備考
:						
59	特定入所者介護サービス 居住費（多床室（特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合））負担限度額	数字	4	居住費（多床室（特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合））負担限度額を設定する	○	※5 ※S
:						
79	特定入所者介護サービス 居住費（多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合））負担限度額	数字	4	未設定 居住費（多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合））負担限度額を設定する	○	※10 ※S

※5 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定される。

※10 処理年月が2026年7月以降の場合、設定される。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

1. 3. 19 受給者情報突合結果情報

項番	項目名	属性	バイト数	内容	備考
:					
57	特定入所者介護サービス 居住費（多床室（ <u>特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合）</u> ）負担限度額	数字	4	居住費（多床室（ <u>特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合）</u> ）負担限度額を設定する	※3 ※S
:					
77	特定入所者介護サービス 居住費（ <u>多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合）</u> ）負担限度額	数字	4	<u>未設定</u> 居住費（多床室（ <u>老健・医療院等（室料を徴収しない場合）</u> ）負担限度額を設定する	※10 ※S

※3 処理年月が平成17年11月以降の場合、設定される。

※10 処理年月が2026年7月以降の場合、設定される。

※S 固定長形式で表現する場合の「符号付き形式項目」。

なお、※Sが付加されていない数字属性項目は、「符号なし形式項目」である。

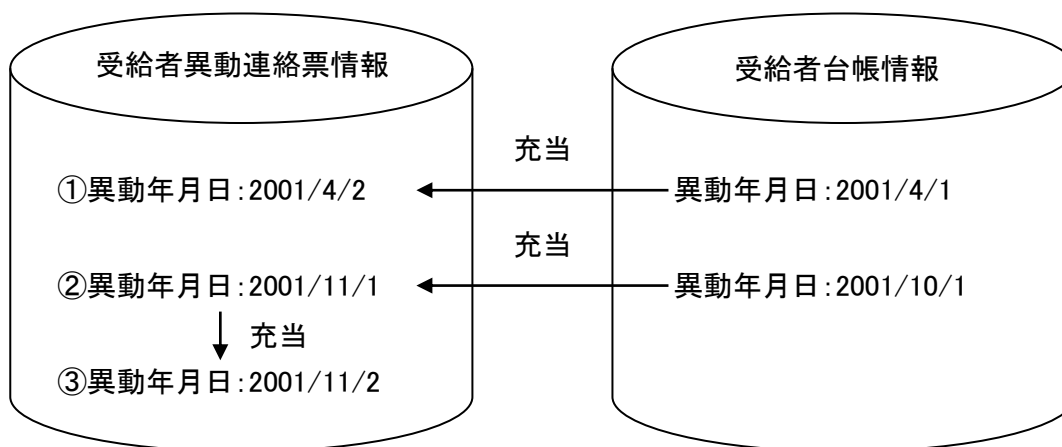
1. 5 保険者から国保連合会への各種台帳交換情報の作成方法

1. 5. 1 交換情報の作成方法

国保連合会へ提供する情報は、異動が発生した情報についてのみ作成する。

作成する情報のデータ項目については、交換する媒体を問わず、項目の全てを満たした情報または変更のあった項目のみを記入した情報の何れの作成方法でも良いものとする。但し、変更のあった項目のみを記入した情報についてはキー項目（当該情報を一意に定めることのできる項目）が必ず情報に含まれることとし、変更のなかった項目（未設定の項目）については異動年月日をキーとして直近の情報より未設定項目を充当する。

データの充当例



異動年月日が2001年4月2日の情報は、受給者台帳情報に存在する異動年月日2001年4月1日の情報を直前履歴として未設定項目のデータ充当を行なう。異動年月日が2001年11月1日の情報は、受給者台帳情報に存在する異動年月日2001年10月1日の情報を直前履歴として未設定項目のデータ充当を行なう。異動年月日が2001年11月2日の情報は、受給者異動連絡票情報に存在する異動年月日2001年11月1日の情報を直前履歴として未設定項目のデータ充当を行なう。

データの充当を行なわない項目とその条件

項目	引き継がない条件
特定入所者認定申請中区分コード、特定入所者介護サービス区分コード、課税層の特例減額措置対象、食費負担限度額（施設サービス）、居住費（ユニット型個室）負担限度額、居住費（ユニット型準個室）負担限度額、居住費（従来型個室（特養等））負担限度額、居住費（従来型個室（老健、療養等））負担限度額、居住費（多床室（ 特養等、老健・医療院（室料を徴収する場合） ）負担限度額、食費負担限度額（短期入所サービス）、 居住費（多床室（老健・医療院等（室料を徴収しない場合））負担限度額	・ 特定入所者介護サービス負担限度額適用開始年月日と特定入所者介護サービス負担限度額適用終了年月日を引き継がなかった場合は、全項目ともに引き継がない